



情報マネジメントシステム

IMS 認証機関認定の実施に係る指針MD 2

JIP-IMAC103-2.0

2017年12月11日

情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル
一般財団法人日本情報経済社会推進協会内
Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564
URL <https://isms.jp/>

ISMS-ACの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2008.5.15	初版	
1.1	2011.4.1	1. 目的にJIP-BCAC100 (BCMS認証機関認定基準及び指針) を追加 協会名称の変更	
1.1a	2011.12.26	協会住所、電話・FAX番号の変更	
2.0	2017.12.11	IAF MD2 Issue 2への整合 文書名変更	

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100 (ISMS認証機関認定基準及び指針)、JIP-ITAC100 (ITSMS認証機関認定基準及び指針)、JIP-BCAC100 (BCMS認証機関認定基準及び指針)、及びJIP-CSAC100 (CSMS認証機関認定基準及び指針)に基づく認定の実施に係る共通の指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、情報マネジメントシステム認定センター(以下、本センターという)がIAF¹(国際認定フォーラム) 必須文書IAF MD2:2017(認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF必須文書²) (以下、IAF 必須文書という)の原文³を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF必須文書の日本語訳を添付している。
- 2) この指針に添付しているIAF必須文書の日本語版に対し、“ISO/IEC 17011”は“JIS Q 17011”、“ISO/IEC 17065”は“JIS Q 17065”、“ISO 9001”は“JIS Q 9001”、“ISO/IEC 17021-1”は“JIS Q 17021-1”と読み替える。
- 3) IAF必須文書に記載されているIAF相互承認協定 (MLA)に関する事項は、協定への加盟を想定したものであるが、加盟できる体制にあることを前提としている訳ではない。
- 4) 本センターでは、この指針を本センターが認定した認証機関の間での認証の移転の指針として適用する。

¹ IAF : International Accreditation Forum, Inc.

² IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems

³ 本認定センターは、IAF 指針の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

(このページは空白です。)



IAF Mandatory Document

認定されたマネジメントシステム認証の移転のための

IAF必須文書

Issue 2

(IAF MD 2:2017)

注：この文書は、IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems Issue 2 の内容を変更することなく、本センター及び公益財団法人日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト(P.9 参照)から入手できる。

2017 年 12 月 11 日

情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)

国際認定フォーラム (IAF) は、IAFメンバーによって認定された適合性評価機関 (CAB) が発行する適合性評価結果が全世界で受け入れられるよう、認定機関 (AB) 間における相互承認協定を世界的規模で運用することにより、貿易を推進し、規制当局を支援している。

認定は、認定されたCABが認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFメンバーであるAB及びそれらに認定されたCABは、適切な国際規格及びその一貫した適用のための該当するIAF基準文書に適合することが要求される。

IAF国際相互承認協定 (MLA) に加盟しているABは、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLAの構造と範囲は、“IAF PR 4-Structure of IAF MLA and Endorsed Normative Documents”に詳述されている。

IAF MLAは5つのレベルで構成されている。レベル1は全ての認定機関に適用される基準、ISO/IEC 17011を規定している。レベル2の活動と、対応するレベル3の基準文書との組合せをMLAのメインスコープと称し、レベル4(該当する場合)及びレベル5の関連する基準文書の組合せをMLAのサブスコープと称する。

- MLAのメインスコープは、例えば、製品認証のような活動と、ISO/IEC 17065などの関連する基準文書を含む。メインスコープレベルにおけるCABによる証明は、同等に信頼できると見なされる。
- MLAのサブスコープは、例えば、ISO 9001などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合スキーム固有の要求事項(例えば、ISO TS 22003など)を含む。サブスコープレベルにおけるCABによる証明は同等と見なされる。

IAF MLAは、市場による適合性評価結果の受け入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA加盟認定機関に認定された機関によって、IAF MLAの適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。

目 次

0	序文	5
1	定義	5
1.1	認証の移転	5
2	最低限の要求事項	6
2.1	認証の移転の適格性	6
2.2	移転前のレビュー	6
2.3	認証の移転	7
2.4	発行元認証機関と受け入れ側認証機関との協力	8

第2版

作業: IAF技術委員会

承認: IAFメンバー

発行日: 2017年6月15日

問い合わせ先: Elva Nilsen

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 613 454-8159

Email: secretary@iaf.nu

承認日: 2017年6月12日

適用日: 2018年6月15日

IAF必須文書への序文

この文書で使用されている用語“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF必須文書

この文書はISO/IEC 17021-1:2015 9.1.3項の一貫した適用のために義務づけられる。ISO/IEC 17021-1:2015の全ての条項の適用は継続され、この文書はその要求事項に置き換わるものではない。

0 序文

この文書は、認証機関の間で、認定されたマネジメントシステム認証の移転を行う場合の基準を提供する。この基準は、IAF又は地域のMLA加盟メンバーによって認定された認証機関の買収の場合にも適用してもよい。

この文書の狙いは、認証機関が発行した、認定されたマネジメントシステム認証が、他の認証機関に移転される場合に、その認証の完全な状態の維持を保証することである。

この文書では、認定された認証の移転についての最低限の基準を提供する。認証機関は、認証機関を選定する顧客組織の自由が、不当に又は不公平に制限されないことを条件に、ここに含まれているものよりさらに厳しい手順又は処置を実施してもよい。

1 定義

1.1 認証の移転

認証の移転とは、ある認定された認証機関(以下、「発行元認証機関」という)によって授与された、既存の有効なマネジメントシステム認証を、他の認定された認証機関(以下、「受け入れ側認証機関」という)が、その機関自身の認証を発行する目的で、認知することとして定義される。

複数認証(一つより多い認証機関による並行認証)は、上記定義に該当しない。また、IAFは複数認証を推奨しない。

2 最低限の要求事項

2.1 認証の移転の適格性

2.1.1 IAF又は地域のMLAに、レベル3並びに適切な場合はレベル4及びレベル5で加盟している認定機関の認定に含まれる認証のみを移転の対象としなければならない。そのような認定に含まれていない認証を保有する組織は、新たな顧客として扱わなければならない。

2.1.2 有効な認定された認証のみを移転しなければならない。一時停止されていることが分かっている認証については、移転を受け入れてはならない。

2.1.3 認証業務を中止した、又は認定が失効、一時停止若しくは取り消された認証機関によって授与された認証の場合は、その認証の移転は、6か月以内又は認証が失効する日のいずれか早い日までに完了しなければならない。そのような場合、受け入れ側認証機関は、認証を移転する前に、その認定機関による認定の下で認証を発行しようとしている認定機関に通知しなければならない。

2.2 移転前のレビュー

2.2.1 受け入れ側認証機関は、認証の決定のために十分な情報を得るためのプロセスをもたなければならない。このプロセスを、移転する顧客に通知しなければならない。この通知には、少なくとも認証周期に関する取決めが含まれていなければならない。

2.2.2 受け入れ側認証機関は、移転する顧客の認証のレビューを実施しなければならない。このレビューは、文書レビューによって実施しなければならない。また、例えば、未完了の重大な不適合がある場合など、レビューによって必要性が特定された場合には、認証の有効性を確認するために、移転前に移転する顧客への訪問を含めなければならない。

備考: 移転前の訪問は審査ではない。

2.2.3 受け入れ側認証機関は、移転前のレビューに従事する要員の力量の基準を定めなければならない。このレビューは、一人以上で行うことができる。移転前の訪問を行う個人又はグループは、レビューされる認証範囲に適した審査チームに要求される力量と同じ力量をもたなければならない。

2.2.4 レビューには、少なくとも次の側面が含まれていなければならない。また、レビュー及びその所見は、十分に文書化されなければならない。

- (i) 顧客の認証が、発行元認証機関及び受け入れ側認証機関の認定された範囲に含まれていることの確認。
- (ii) 発行元認証機関の認定された範囲が、その認定機関のMLAの範囲に含まれていることの確認。
- (iii) 移転を希望する理由。
- (iv) 認証の移転を希望するサイト(一つ又は複数)が、有効な認定された認証を保有していること。
- (v) 初回の認証又は直近の再認証審査報告書、及び最新のサーベイランス報告書、それらから明らかになるであろう全ての未完了の不適合の状態及び認証プロセスに関連する他の入手可能な関連文書。これらの審査報告書が入手できない場合、又は、サーベイランス審査又は再認証審査が、発行元認証機関の審査プログラムの要求に従って完了していない場合、当該組織は、新たな顧客として扱わなければならない。
- (vi) 組織が受けた苦情及び取った処置。
- (vii) 審査計画及び審査プログラムの策定に関連する考慮事項。可能な場合は、発行元認証機関によって策定された審査プログラムをレビューすることが望ましい。この文書の2.3.4項参照。
- (viii) 法令順守の観点からの、認証範囲に関連する、移転する顧客と規制当局との現在の関わり。

2.3 認証の移転

2.3.1 ISO/IEC 17021-1:2015の9.5.2項に従って、受け入れ側認証機関は、次を行うまでは、移転する顧客に認証を発行してはならない。

- (i) 全ての未完了の重大な不適合に対する修正及び是正処置の実施を検証する。
- (ii) 全ての未完了の軽微な不適合に対する、移転する顧客の修正及び是正処置の計画を受理する。

2.3.2 移転前のレビュー(文書レビュー及び/又は移転前の訪問)によって移転の完了を妨げる問題が特定された場合、受け入れ側認証機関は、当該の移転する顧客を新たな顧客として扱わなければならない。

この処置の正当性について、受け入れ側認証機関は、移転する顧客に説明し、文書化し、その記録を保管しなければならない。

2.3.3 移転前レビューを行う要員とは別の要員が認証の決定を行うことを含め、ISO/IEC 17021-1:2015 9.5項に基づく通常の認証の決定プロセスに従わなければならない。

2.3.4 移転前のレビューで問題が特定されなかった場合は、認証周期は前回の認証周期に基づかなければならない。また、受け入れ側認証機関は、残りの認証周期のための審査プログラムを策定しなければならない。

備考:受け入れ側認証機関は、当該組織が特定の日付より前に別の認証機関によって認証されたことを明示すれば、当該組織の初回の認証日付を認証文書に引用することができる。

移転前のレビューの結果、受け入れ側認証機関が顧客を新たな顧客として扱わなければならなかった場合、認証周期は、認証の決定から開始しなければならない。

2.3.5 受け入れ側認証機関は、サーベイランス又は再認証審査が開始されるまでに認証の決定を行わなければならない。

2.4 発行元認証機関と受け入れ側認証機関との協力

2.4.1 発行元認証機関と受け入れ側認証機関との協力は、効果的な移転プロセス及び認証の完全性に不可欠である。要請があった場合、発行元認証機関は、この必須文書によって要求されている全ての文書及び情報を、受け入れ側認証機関に提供しなければならない。発行元認証機関と連絡をとることができない場合、受け入れ側認証機関はその理由を記録し、他の情報源から必要な情報を取得するため最大限の努力をしなければならない。

2.4.2 移転する顧客は、受け入れ側認証機関が求めている情報を発行元認証機関が提供することを承認しなければならない。当該顧客が認証要求事項を引き続き満たしている場合、発行元認証機関は、当該顧客が受け入れ側認証機関に移転するという通知の後に、当該機関の認証の一時停止又は取消しをしてはならない。

2.4.3 発行元認証機関が次に該当する場合、受け入れ側認証機関及び／又は移転する顧客は、発行元認証機関を認定する認定機関に連絡を取らなければならない。

- (i) 要求された情報を受け入れ側認証機関に提供していない、又は
- (ii) 移転する顧客の認証を理由なく一時停止する、又は取り消す。

2.4.4 発行元認証機関が、受け入れ側認証機関と協力しない場合、又は、移転する顧客の認証を理由なく一時停止する又は取り消す場合、認定機関は、認定の一時停止又は取消しを含む、この状況に対応するためのプロセスをもたなければならない。

2.4.5 受け入れ側認証機関は、認証を発行した後直ちに、発行元認証機関に通知しなければならない。

認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF必須文書の終わり

追加情報:

この文書又は他のIAF文書について追加の情報を必要とする場合、IAFメンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAFメンバーの連絡先詳細については、IAFウェブサイト参照: <http://www.iaf.nu>

事務局:

IAF Corporate Secretary Telephone: +1 613 454-8159 Email: secretary@iaf.nu